

# 「目指せ日本一！交通マナーアップ県民運動」実施要綱

## 1 目的

交通事故の防止のため、県民一人ひとりが交通マナーアップによる交通ルールの遵守を目指して、交通安全意識の高揚を図る。

## 2 運動期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 3 主 唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

## 4 スローガン

晴れの国 「ゆずる・とまる・まもる」で日本一

## 5 運動の重点目標

- (1) 思いやりとゆずり合いによるマナーアップ
- (2) 全ての道路利用者の交通ルールの遵守
- (3) 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
- (4) 子どもと高齢者等の安全な通行の確保

## 6 運動の進め方

### (1) 交通安全教育の推進

関係機関・団体等は、朝礼や各種講習会、交通安全教室等あらゆる機会を通じて、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について、周知徹底と習慣付けを図る。

### (2) 県民総ぐるみでの交通ルール遵守の意識付け

地域・学校・家庭・職域等では、あらゆる機会を通じて、全ての道路利用者の交通マナーアップと交通ルール遵守の意識付けを図り、違反をしない・させないよう努める。

### (3) 街頭活動

関係機関・団体等は、緊密な連携のもと、街頭活動等を展開する。

### (4) 積極的な広報啓発活動の推進

県及び市町村は、本運動について、「ゆずる・とまる・まもる」をキャッチフレーズとして活用するなど効果的な広報を実施し、本運動への理解と実践を呼びかけるとともに、関係機関・団体等が行う自主的な活動の促進を促す。

なお、本県の交通マナー・ルールが向上し、他県の模範となるよう広報重点に沿った積極的な広報啓発を展開する。

## 【広報重点】

### ○ ドライバー向け

- ・ 信号機のない横断歩道における歩行者優先
- ・ 信号、合図の遵守、車間距離の保持
- ・ スピードダウンの実践
- ・ スマートフォン等の「ながら運転」の禁止

- ・ 早めのライト点灯とハイビームの使用
  - ・ 全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用
  - ・ 思いやり、ゆずり合い運転の実践と運転への集中
- 自転車向け
- ・ 「車両」であることの自覚及び「自転車安全利用五則」の遵守

「自転車安全利用五則」
① 車道は原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先
② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③ 夜間はライト点灯
④ 飲酒運転は禁止
⑤ ヘルメットを着用

- ・ 自転車損害賠償責任保険（共済）への加入
- 歩行者向け
- ・ 走行車両の直前直後の横断の禁止と横断歩道の使用
  - ・ 道路横断時の安全確認の徹底
  - ・ 夜光反射材、LED ライト等の活用
  - ・ 信号機のない横断歩道の横断時、接近車両に「アイコンタクトを送る」「手を上げる」ことで、横断の意思を明示

## 7 関係機関・団体等の具体的な取組

関係機関	推 進 項 目
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種広報媒体を活用した広報</li> <li>○ 各種行事、会合等を利用しての広報啓発</li> <li>○ 関係機関・団体等との協働による取組</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭啓発活動、街頭指導の実施</li> <li>○ 広報紙、広報車、有線放送等による広報</li> <li>○ 関係機関・団体等との協働による取組</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通指導取締り・街頭活動の強化</li> <li>○ 各種広報媒体を活用した広報</li> <li>○ 関係機関・団体等との協働による取組</li> <li>○ 各種講習会、交通安全教室を通じての正しい知識の普及と啓発</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員・保護者に対する周知徹底</li> <li>○ 交通安全教室等を通じ、児童・生徒に対する正しい自転車の運転と交通ルール遵守に向けた啓発、指導の推進</li> </ul>
学校園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全教室、交通安全教材「セーフティサイクル・ステップアップ・スクール」を活用した、子どもの交通事故防止意識の醸成</li> </ul>
各種団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員を含め、団体構成員に対する周知徹底</li> <li>○ 機関誌等各種広報媒体を活用した広報</li> <li>○ その他、それぞれの所管及び特性に応じ、本運動の推進のために創意工夫を凝らした活動</li> </ul>

※上記以外の各関係機関・地域等は、それぞれの所管及び特性に応じ、本運動の推進のために創意工夫を凝らした活動を実施し、真に県民総ぐるみの運動となるよう努めること。